



◆ 平成 30 年 8 月から自己負担 3 割負担となる場合の留意事項 ◆

平成 30 年 8 月から一定以上所得者の利用者負担割合が 3 割に引き上げられます。

別途各市町村から送付される負担割合証交付書でどの負担割合になるかを必ずご確認ください。

3 割負担者が従来の 1 割負担で介護報酬の請求をした場合、市町村より 8 月に遡って、2 割分の負担金分が追加請求として別途ご利用者様へ通知されることとなりますのでご注意ください。
詳しくは、市町村からの通知書等でご確認をお願い致します。

ナビケア Plus 給付率変更方法

※所得による給付制限の適用となるのは、平成 30 年 8 月からです。適用開始月にご注意ください!!

< 所得による 3 割負担の場合 >

給付率は 70% で設定し、所得による給付制限 を選択し、保存してください。

※所得による 3 割負担で且つ滞納している場合は、給付率は 60% で設定してください。

< 滞納による 3 割負担の場合 >

給付率 70% で設定し、滞納による給付制限 を選択し、保存してください。